平成２７年（フ）第４７号
佐賀市田代２丁目４番32号
債務者　柴田　　進
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１４号
佐賀県嬉野市嬉野町大字岩屋川内甲474番地１
債務者　竹崎　勝郎
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１５号
佐賀県西松浦郡有田町下本乙2594番地２
債務者　山下　君子（旧姓深江）
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第１９号
佐賀県武雄市武雄町大字昭和393番地　エレガンスさがら102号
債務者　江口　芳子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２７年（フ）第９９号
熊本市東区八反田２丁目18番11号
債務者　永田佳代子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６１号
大分市南春日町７番７号　サーパス南春日201
債務者　木村　俊弘
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７１号
大分県由布市湯布院町川南1207番地２
債務者　樋口　宗治
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第７５号
大分市高城新町12番７号　三和コーポ高城402
債務者　稲葉　郁子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１２号
鹿児島県霧島市国分川内4392番地
債務者　前田　徳光
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４号
鹿児島県霧島市国分重久380番地　重久団地２―301号室
債務者　池田　竜矢
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字久慈73番地、旧住所鹿児島県霧島市国分福島１丁目２番23号アーバンハイツ101号
債務者　濱田　結花
1　決定年月日時　平成27年３月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２７年（フ）第４２号
長野県松本市征矢野１丁目10番５号　シティ輿石１－Ｂ
債務者　髙春　英二
1　決定年月日時　平成27年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第２４号
愛知県安城市桜町７番20号　グローリアス安城桜町第２―901
債務者　中野マリオこと　ＮＡＫＡＮＯ　ＭＡＲＩＯ
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４９号
愛知県西尾市米津町宮浦51番地７　マンション宮浦301号室
債務者　梅田　美保（旧姓櫻田）
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第４２９号
大阪府東大阪市若江本町３丁目４番31号
債務者　森岡佐治子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７５号
大阪市中央区南久宝寺町２丁目６番８－908号
債務者　坂井　章子
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５２７号
大阪府守口市金田町１丁目３番９号
債務者　猪狩　政義
1　決定年月日時　平成27年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月13日まで
大阪地方裁判所第６民事部